

農業資材高騰対策支援給付金の概要について

(1) 主旨

先行きの見えない世界情勢を背景に、農業資材の価格高騰が続いていることから、農作物を出荷・販売等した経営体に対し、次年度以降の営農継続に向けた給付金を支給します。

(2) 給付要件

次の①～④の要件をすべて満たす経営体等

- ①令和5年7月1日において、大仙市内に住所または事業所を有していること
- ②令和5年度において、農作物（「(3) 給付額」で掲げる作物）の出荷・販売実績があること
- ③令和6年度以降も引き続き営農に取り組む意向があること
- ④市税の滞納がないこと

(3) 給付額

次の品目ごとの単価に、対象作物の生産面積を乗じて計算して求めた額

- ①主食用水稻・・・1,000円/10a
 - ②加工用米・飼料用米・新規需要米・WCS等・・・800円/10a
 - ③大豆・麦・牧草・・・500円/10a
 - ④そば・なたね・・・300円/10a
 - ⑤露地で栽培する野菜・花き・果樹等・・・1,400円/10a
 - ⑥施設で栽培する野菜・花き・果樹等・・・5,700円/10a
- ※合計額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額

(4) 申請期限

令和6年2月29日（木）

申請期限までに申請がない場合は、給付金が支給されませんのでご注意ください。

問合せ・提出先

大仙市役所

農林部農業振興課	0187-63-1111(内線256)	協和支所農林建設課	018-892-3694
神岡支所農林建設課	0187-72-4607	南外支所農林建設課	0187-74-3001
西仙北支所農林建設課	0187-75-2966	仙北支所農林建設課	0187-63-3003
中仙支所農林建設課	0187-56-2113	太田支所農林建設課	0187-88-1115